

~~~~~ ○ ~~~~~  
午前10時00分 開議

○議長（織田八茂君）

ただいまの出席議員数は12人です。定足数に達していますので、ただいまから本日の会議を開きます。

○町長（村上昌生君）

議長。

○議長（織田八茂君）

村上町長。

○町長（村上昌生君）

議長、昨日の一般質問の中で吉原議員がさも私が何かを隠している、問題を起こしているかのような発言がありました。到底承服しかねます。大変不穏当な発言だと思います。何の根拠でそういう発言をされたか、ここで明確にさせていただきたいんです、議長。

○議長（織田八茂君）

ただいま村上町長から昨日の一般質問の内容について、議長に対して不穏当な発言についての取り扱いを尋ねられましたが、議長権限の中でそのような雰囲気は議論の中で感じておりますが、今の発言に法的根拠はございませんのでご意見として賜っておきますのでお許しをいただきたいと思います。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1、議案第52号大治町農業委員会委員の定数条例の全部改正についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑のある方、どうぞ。

○7番（吉原経夫君）

議長。

○議長（織田八茂君）

7番吉原経夫君。

○7番（吉原経夫君）

この条例の全部改正でございますが、農業委員会等に関する法律の一部改正に伴うもので当然大治町も非常に影響のあることですので何点かお聞きいたします。

まず、農業委員会等に関する法律の一部改正で委員の任命に変わりました。任命に当たって市町村長は認定農業者である個人などその方々、委員の過半数を占めなければならないという規定になっております。現在、大治町内、認定農業者が何人みえるのか。

また、認定農業者、法人の役員、使用人、そういう規定もございます。それで過半数が選出できない場合どうするのか、その点をお聞きしたいと思います。

○産業環境課長（三輪恒裕君）

議長。

○議長（織田八茂君）

産業環境課長三輪恒裕君。

○産業環境課長（三輪恒裕君）

議員のおっしゃるとおりでございますが、大治町は現在のところ認定農業者はおみえになりません。以上です。

○議長（織田八茂君）

他に質疑のある方。

○7番（吉原経夫君）

議長。

○議長（織田八茂君）

7番吉原経夫君。

○7番（吉原経夫君）

ですから、認定農業者がいない場合はどのように選出するのかと。法に基づいてだと思いましたがそこら辺も先ほどの質問で聞いたんですがお答えいただけなかったようなので再度お聞きいたします。

○議長（織田八茂君）

他に質疑のある方。

○11番（浅里周平君）

議長。

○議長（織田八茂君）

11番浅里周平君。

○11番（浅里周平君）

浅里周平です。お伺いします。今回、農業委員が農業協同組合法等の一部を改正する法律の改正に基づいて大治町の農業委員会委員の定数に関する条例が提案されております。

まずお伺いしたいのは、国の方で法律を改正したということに基づいて条例の改正になっているんですが、なぜ国の方の法律の改正があったのか。その時代的背景といいですか、趣旨といいですか、そういったところの説明をお願いしたい。

大治町は農業委員会、必置要件にはなっておりません。農業委員会をつくらなければいけない自治体とどちらでもいい自治体とがございます。大治町はつくらなくてもいい自治体に入っておりますが、この法律改正に基づいて今回新しく提案をいただいている

んですが、そういった状況の中で提案に至った事務方の議論ですね。こういった議論があったのか。そういった部分も含めてお願いしたい。以上です。

○産業環境課長（三輪恒裕君）

議長。

○議長（織田八茂君）

産業環境課長三輪恒裕君。

○産業環境課長（三輪恒裕君）

今回、国の方が改正をした主な理由というのは農業委員会が農地の利用の最適化というのをよりよく果たせるようにするという目的でございます。

次に、大治町必置要件を満たしていないという必置ではないんだけどもなぜ置いたかということなんですが、当然、今の現行の農業委員さんとも議論を重ねておりました。その中で確かに議員おっしゃるように必置要件である200ヘクタールというのは下回っております。現在で128ヘクタールでございますが、残された農地というのをこれを守っていく、周りが開発されても残された農地に対しては水が入ったり出たりする用排水が必要でございます。そういった意味合いで今後農業委員会の役割というのが、農業者の代表として重要だという議論に達しまして今回こういった結論に達しております。お願いいたします。

○議長（織田八茂君）

他に質疑のある方。

○11番（浅里周平君）

議長。

○議長（織田八茂君）

11番浅里周平君。

○11番（浅里周平君）

今、説明いただいたんですが、今回、国の方の法律の改正でいきますと農地の利用の最適化、担い手への農地利用の集積、集約化、遊休農地の発生防止、解消、新規参入の促進、こういった部分が背景になっております。特に大きな問題としては新規参入の促進ということだろうと私は捉えておるんですが、そういった点で今回選挙の方法から町長が任命するという形に大きく変わったということは、新規参入を大いに強めていこうという部分が強まってなったんじゃないか。そういう点ではこの大治町に適しているかどうかということですよ。そういう点で疑問を持つんですが、そういった点でどのように捉えておられるのか。

○産業環境課長（三輪恒裕君）

議長。

○議長（織田八茂君）

産業環境課長三輪恒裕君。

○産業環境課長（三輪恒裕君）

議員おっしゃるように、国が考えておる農地利用の最適化というのは担い手の集積、集約化、耕作放棄地の発生防止解消、新規参入の促進ということでございますが、これを大治町に置きかえますとこの集約、集積というのは非常に厳しい状況、市街化区域ということもあって難しいかと思えます。新規参入というのも新たに大治町で農業を始めたいというお声ということも残念ながら届いていない状況でございます。そうしますと大治町にとっての農地の最適化というのは何かということをお考えますと、先ほど申しましたとおり残された農地、先祖代々引き継がれておる農地をいかに今までどおり利用できるようにするかということも農地の利用の最適化の中と捉えております。以上です。

○7番（吉原経夫君）

議長。

○議長（織田八茂君）

7番吉原経夫君。

○7番（吉原経夫君）

7番吉原経夫でございます。

先ほどの私が質問した中でちょっと町長、総務部長が少し言われまして、定数を定めるんだと。確かにこれは定数を定めるので12名、必ずしもいなければならないというものではないという趣旨なのかなと思えます。いた方がいいには決まっていますが、12名で決めた以上。ただ、そういう場合もあり得るのかなと。ただ、今回、市町村長の任命ではございますが、農業者等に対し候補者の推薦を求めるとともに委員になろうとする者も募集しなければならない。その結果、市町村長が応募及び推薦の結果を尊重しなければいけない。推薦されれば今までの流れの中で当然任命されると思えますが、議会の同意も要りますが、応募した場合はどうなのかと。当然、尊重しなければいけない。人数が定数より多ければ町長が選出すると。ただ、定数に満たない。もしくは定数いっぱいのような場合は選出ではなくて全員選ばなければいけないと思うわけですが、そこら辺の町長の考えをお聞かせ願いたいと思えます。

○町長（村上昌生君）

議長。

○議長（織田八茂君）

村上町長、どうぞ。

○町長（村上昌生君）

あの場合この場合その場合、想定の問題にはちょっとお答えしかねると思えます。

○議長（織田八茂君）

他に質疑のある方。

○9番（服部勇夫君）

議長。

○議長（織田八茂君）

9番服部勇夫君。

○9番（服部勇夫君）

9番服部でございます。1点だけお伺いをしたいと思います。

今回大きく変わるのは選挙から任命ということに変わってくるわけですが、任命に当たる基準というのは当然生じると思います。その点のところでは基準になっていくべきベースというのはどの辺にあるんでしょうかということをお答え願いたいと思います。

○産業環境課長（三輪恒裕君）

議長。

○議長（織田八茂君）

産業環境課長三輪恒裕君。

○産業環境課長（三輪恒裕君）

今回、農業委員の要件でございますが、広く農業に関する識見を要する者ということでございます。

○議長（織田八茂君）

他に質疑のある方。

〔「なし」の声あり〕

○議長（織田八茂君）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第52号は、福祉建設常任委員会に付託します。

日程第2、議案第53号大治町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑のある方、どうぞ。

○7番（吉原経夫君）

議長。

○議長（織田八茂君）

7番吉原経夫君。

○7番（吉原経夫君）

議案説明会の中で総務課長に詳しく説明いただきましてある程度理解できることではございますが、1点お聞きいたします。職員の子供の定義を変えるということでございます。具体的にどのように変えるのかということと、大治町の職員の中で影響を受ける

方がいるのかいないのか、そこら辺だけ答弁をお願いいたします。

○総務課長（大西英樹君）

議長。

○議長（織田八茂君）

総務課長大西英樹君。

○総務課長（大西英樹君）

まず子供の定義でございますが、こちらは従来ですと戸籍上「子」という者が対象になっておりました。ただ、今回の改正におきまして特別養子縁組という制度がございます。それから里親委託、こういった制度がございます、これを認定されるまでの間は法律上「子」ではないんですが、実際に監護、養育している場合はこれを「子」とみなして対象者に含めるといった改正の内容でございます。

それから、こういった事例が職員に影響があるかということですが、今時点ではわからないものでございますのでよろしく申し上げます。

○議長（織田八茂君）

他に質疑のある方。

〔「なし」の声あり〕

○議長（織田八茂君）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第53号は、総務教育常任委員会に付託します。

日程第3、議案第54号大治町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑のある方、どうぞ。

〔「なし」の声あり〕

○議長（織田八茂君）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第54号は、総務教育常任委員会に付託します。

日程第4、議案第55号大治町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑のある方、どうぞ。

○7番（吉原経夫君）

議長。

○議長（織田八茂君）

7番吉原経夫君。

○7番（吉原経夫君）

この条例改正も議案説明会で総務課長に説明いただき内容的にはわかるものですが、特に1点、扶養手当に関してでございます。配偶者手当を減額して子供の方を増額していくという考え方。これは国の考え方の中でやられることではございますが、これはちょっと大治町職員に影響が大きい。影響を受ける方が多いと思うんですが、そこら辺どれぐらい影響があるんでしょうか。

○総務課長（大西英樹君）

議長。

○議長（織田八茂君）

総務課長大西英樹君。

○総務課長（大西英樹君）

今現在、扶養手当を受けている職員の影響ということでございますが、28年度につきましては配偶者手当を受給している職員が44名、子供の扶養手当を受給している者が84名。それから父母の扶養手当を受けている者が6名ということでございます。以上です。

○議長（織田八茂君）

他に質疑のある方。

〔「なし」の声あり〕

○議長（織田八茂君）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第55号は、総務教育常任委員会に付託します。

日程第5、議案第56号大治町税条例等の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑のある方、どうぞ。

○7番（吉原経夫君）

議長。

○議長（織田八茂君）

7番吉原経夫君。

○7番（吉原経夫君）

この条例改正も議案説明会の中で税務課長にこの内容が多岐にわたる中で詳しく説明いただきましてある程度理解できることではございますが、この条例改正で町民の方がどれぐらい影響を受けるのか。この辺もし試算なりされておられましたらその点を1点お答え願いたいと思います。

○総務部次長兼税務課長（若山 進君）

議長。

○議長（織田八茂君）

次長兼税務課長若山 進君。

○総務部次長兼税務課長（若山 進君）

今回の条例改正において町民の方に与える影響ということでございますが、強いて言えば特定医療費控除というのが一つありますが、これは一応自己申告制ということになりますので申告された場合のみ特例が受けられるということになりますので、影響額等については試算できません。

それからあと1つ、軽自動車税の軽課税率の1年延長。29年度におきましても燃費性能等がいい軽自動車につきましては少し安い税率で課税がされるというのが1年延長されましたのでそれぐらいだと思います。以上です。

○議長（織田八茂君）

他に質疑のある方。

〔「なし」の声あり〕

○議長（織田八茂君）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第56号は、総務教育常任委員会に付託します。

日程第6、議案第57号大治町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

質疑のある方、どうぞ。

〔「なし」の声あり〕

○議長（織田八茂君）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第57号は、福祉建設常任委員会に付託します。

日程第7、議案第58号平成28年度大治町一般会計補正予算（第4号）を議題とします。

質疑のある方、どうぞ。

○9番（服部勇夫君）

議長。

○議長（織田八茂君）

9番服部勇夫君。

○9番（服部勇夫君）

9番服部でございます。まずお聞きしたいのは、ページ数は13ページでございます。



13ページからいきたいと思います。その前の国庫の9ページ、13ページと支出の方のところの関連でお伺いします。

まず国庫支出金の方の9ページでございますが、学校施設環境改善交付金。国の方が第2次補正で行ってくるものに応募をしたということで、この点まず内示を受けてみえるかどうかというところでございます。

もう1点でございますが、支出の方で2億9000万円余、3億近いお金を支出して大規模改修事業を行っていくということでございますが、新たに町債として2億円ほど発行をしていくということでございますが、この部分に関しては前回のときにも大規模改修ということで上げて、また下ろされたという経緯があります。そういうのをたどっていくと二度と同じような間違いは起こしてはいけません。その確証的なものを担保されているかということ。担保されない限りは議会としても認めるわけにはいかない部分が発生をいたします。かつ、その手当て。担保されないときの手当てというのはどういうふうにお考えなのか、これは方針でございますのでその点をお伺いしたいと思います。

○総務部長（糸野和彦君）

議長。

○議長（織田八茂君）

総務部長糸野和彦君。

○総務部長（糸野和彦君）

財源について質問をいただいております。財源につきましては、もちろん教育委員会の方では補助の確定に向けて日夜努力してもらっていると感じております。ただ、いまだ内示はいただいておりますがいただけるというふうな確定を向こうの担当部署との約束があると確認しております。ただ、もしもこの補助がつかなくなった場合といたしましても一般会計並びに起債事業としてどうしてもやっていくんだと強い意思がありますのでその辺のところはご理解いただきたいと思っております。

○7番（吉原経夫君）

議長。

○議長（織田八茂君）

7番吉原経夫君。

○7番（吉原経夫君）

---

---

---

---

---

---

---

○議長（織田八茂君）

暫時休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時23分 休憩

午前10時39分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（織田八茂君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

地方自治法第129条第1項により不穏当発言と認めますので発言の取り消しを命じます。

これは7番吉原経夫君の発言であります。

続いて質疑のある方、どうぞ。

○4番（林 哲秀君）

議長。

○議長（織田八茂君）

4番林 哲秀君。

○4番（林 哲秀君）

4番林 哲秀でございます。ページ数23ページでお願いします。衛生費、保健衛生費のことなんです、これ説明のときに委託料を411万4000円ふやすということで大変いいことだと思います。私もこれに参加しております2点お聞きしたい。

毎年言っておるんですが、昨年よりも若い方のご夫婦だとかご年配の方が来てみえますので増加しているということなんです、昨年よりどのぐらい増加しているかということ、これ補正なんです、来期もこのような形でやられるのか。少しバージョンアップしたような内容でされるのか、この2点をお聞きしたいと思います。大変いいことだし、ライフマネジメントの中で健康というのは一番だと思いますね、私の趣旨にも合いますし、町民のためにもなっておりますので非常に盛況だったということでうれしく思っております。よろしくお願いします。

○保健センター所長補佐（山田昌弘君）

議長。

○議長（織田八茂君）

保健センター所長補佐山田昌弘君。

○保健センター所長補佐（山田昌弘君）

ただいまの1点目の昨年よりどれくらい伸びたかというご質問でございますが、昨年度延べ人数4,742名、委託料金額2245万3000円に対しまして28年度見込みでございますが、7,547名、金額にいたしまして3453万2000円。延べ人数の伸びが53%、金額で60%の伸びが見込まれます。以上です。

○福祉部長（伊藤国男君）

議長。

○議長（織田八茂君）

福祉部長伊藤国男君。

○福祉部長（伊藤国男君）

2点目のお尋ねでございます。29年度の予算の関係をお尋ねであります。まさしく29年度の当初予算につきましては現在予算編成を進めておるところでございます。今回28年度補正をお願いしておるわけでございますが、当然ここの決算見込みを見込んで平成29年度の予算編成に当たっていききたいと現場は思っておりますのでよろしくお願ひします。

○4番（林 哲秀君）

議長。

○議長（織田八茂君）

4番林 哲秀君。

○4番（林 哲秀君）

大変いいことでございます。私自分の健診じゃない日もちよっと見に行ったんです。非常にこういうことは盛況でございまして町から来ましたはがきが有効だったということを知っておりますので、もちろんはがきは出されると思いますが何か大きなタイトルをつけて53%もアップしていますのでもう一步もう一步もう一步と頑張っていたきたいと思いますが、そのはがきの出し方については例年どおり同じようにやられますかね。

○議長（織田八茂君）

来年度の話。

○4番（林 哲秀君）

来年度の話、さっき出ましたから。

○議長（織田八茂君）

補正予算ですから。来年度の話は控えていただくように。質問の内容を変えてください。

○4番（林 哲秀君）

はがきということでしたので質問ではなくて大変私は喜ばしく思っておりますので、ぜひ来年度もお願いします。以上です。

○議長（織田八茂君）

わかりました。

他に質疑のある方、どうぞ。

〔「なし」の声あり〕

○議長（織田八茂君）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第58号は、所管の各常任委員会に付託します。

日程第8、議案第59号平成28年度大治町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑のある方、どうぞ。

〔「なし」の声あり〕

○議長（織田八茂君）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第59号は、福祉建設常任委員会に付託します。

日程第9、議案第60号平成28年度大治町介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

質疑のある方、どうぞ。

〔「なし」の声あり〕

○議長（織田八茂君）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第60号は、福祉建設常任委員会に付託します。

日程第10、議案第61号平成28年度大治町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑のある方、どうぞ。

〔「なし」の声あり〕

○議長（織田八茂君）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第61号は、福祉建設常任委員会に付託します。

日程第11、議案第62号平成28年度大治町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

質疑のある方、どうぞ。

〔「なし」の声あり〕

○議長（織田八茂君）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第62号は、福祉建設常任委員会に付託します。

日程第12、議案第63号指定管理者の指定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑のある方、どうぞ。

○9番（服部勇夫君）

議長。

○議長（織田八茂君）

9番服部勇夫君、どうぞ。

○9番（服部勇夫君）

9番服部でございます。今回、児童クラブのところを指定管理者にしていくということでございます。

まず、指定管理に当たりましてどの部分まで事業範囲を指定管理者の管理下に置くかということが1点でございます。

また、行わせる公の施設の名称、団体ということになっておりますが、現況東部児童クラブは今度建てかえのところでありまして、西部児童クラブは西小学校のところの公の施設をもってあります。南部児童クラブは「希望の家」内にありまして、「希望の家」内は全体のところを社会福祉協議会が指定管理を受けてあります。その部分でどのように配慮していくのかということで、事業内容の範囲からどのように事業展開をしていくかということでございますのでよろしくお願いをいたします。

○子育て支援課長（安井慎一君）

議長。

○議長（織田八茂君）

子育て支援課長安井慎一君。

○子育て支援課長（安井慎一君）

それでは南部児童クラブに関係するものでございます。まず南部児童クラブにおきましては現行の児童室、それから工作室を使いまして児童クラブの運営を行ってまいります。その中で総合福祉センターの指定管理、このすみ分けでございますが、児童クラブにつきましては建物内の運営、それから児童室内の備品、こちらについて運営管理を行ってまいります。本体の総合福祉センターの建物、建物に付随する設備あるいは電気料金、水道料金、こういったものは総合福祉センターのこれまでどおり指定管理の中で行っていく予定でございます。以上です。

○9番（服部勇夫君）

議長。

○議長（織田八茂君）

9番服部勇夫君。

○9番（服部勇夫君）

今、公のところで現況行われている希望の家、総合福祉センターのところのすみ分けをされたわけですが、そこに及んでいくのは今受けている指定管理の部分をやっと外していく。これは指定管理料の中のところには影響を与えていくのではないかと推測しますが、それはいいですか。

○子育て支援課長（安井慎一君）

議長。

○議長（織田八茂君）

子育て支援課長安井慎一君。

○子育て支援課長（安井慎一君）

先ほど答弁をしましたが、備品の管理の移管ということですので今後議決後におきましては契約の変更の中で備品を移動させるというようなイメージでございます。以上です。

○7番（吉原経夫君）

議長。

○議長（織田八茂君）

7番吉原経夫君、どうぞ。

○7番（吉原経夫君）

大治町の設置する公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例がございます。この第2条で指定管理者、公募をしなければならないと書いてあります。実際公募をされたのかということと、また第5条で指定管理者の候補者の選定の特例ということで公募をしない場合もあるということで、もし公募をしなかった場合は第5条の1号か2号か3号か4号か、どれに該当してどのように議論されたのか答弁をお願いいたします。

○子育て支援課長（安井慎一君）

議長。

○議長（織田八茂君）

子育て支援課長安井慎一君。

○子育て支援課長（安井慎一君）

指定管理者の指定の手続についてでございます。今お話がありました大治町の設置する公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例、こちらに明記されております。1つは今言われた公募、もう1つは特定の候補者の選定の特例ということで1者を選定していくということでございます。今回につきましては、前段で既設事業者がおりましたのでこれまでの事業内容を踏まえましていろいろ検討した中で、条例第5条の1

号でございます。こちらの「指定管理者を特定することが、当該公の施設の適切な管理に資すると認められるとき」こちらに該当する場合は公募によらない選定をすることができるという規定になってございます。今回、事業を推進する段階におきましては検討しました結果、指定管理者となる団体においては平成28年度に至るまでの放課後児童クラブを適切に運営している事業者であること。事業の性格上、保護者が昼間いない家庭の児童を適切に預かることで保護者との信頼も厚く、継続した保護者支援も期待できるということから今回業務の性質と実態を考慮して指定管理者を特定したというものでございます。以上です。

○7番（吉原経夫君）

議長。

○議長（織田八茂君）

7番吉原経夫君。

○7番（吉原経夫君）

第5条第1号ということで今まで運営してきた実績があるというお答えでございます。それは理解できることではございますが、指定管理者として指定する場合、法人として適確かどうかということも問われる問題でございます。お隣の名古屋市でも他の事業で不正があったということで問題になっている事例もございます。議案説明会などで町長は社会福祉協議会が放課後児童クラブの指定管理することによって業務委託よりも一体的に適切に運営できると、効率的に運営できるというような話をされました。社会福祉協議会、それだけ効率的にできるのかどうか若干疑問がありまして、その点で質問をさせていただきたいと思っております。

1点は、社会福祉協議会、月曜日から土曜日まで開かれていますが、会議室を借りるときに土曜日に連絡をとりますとちょっと担当者がいないから月曜日から金曜日までにしてくれというようなことを言われているという話を聞いております。町の場合、各施設の予約をするのに非常に便利になっている。それに比べて民間の社会福祉協議会、そこら辺どうなのか。これは1点の例でございますが、そこら辺社会福祉協議会が指定管理したらそちらの方が効率的に、また町民のためになる。放課後児童クラブ等々の説明を理解できることではございますが、ただいろいろありますのでそこら辺どのように議論されたのか答弁をお願いいたします。

○議長（織田八茂君）

暫時休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時54分 休憩

午前10時55分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（織田八茂君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

7番吉原経夫君、再度質問をどうぞ。

○7番（吉原経夫君）

議長。

○議長（織田八茂君）

はい。

○7番（吉原経夫君）

---

---

---

---

---

---

---

---

○9番（服部勇夫君）

議長、動議。

○議長（織田八茂君）

9番服部勇夫君、どうぞ。

○9番（服部勇夫君）

動議。理由としては、今本質的な話でプロセスとかそういうのはもう答弁しておりますし、今5条の1号ということでこういうふうになりましたという経緯を答弁されております。それに対しての発言を求めていく。これは議場を混乱させるような話だと思います。その点のところでの今の発言に対して撤回を求める動議として出させていただきます。

○議長（織田八茂君）

ただいま9番服部勇夫君から緊急動議で発言の撤回についての動議が出されました。撤回の動議について賛成の方は、起立願います。

[起立 9名]

○議長（織田八茂君）

起立多数ですので動議は成立しました。

ここで暫時休憩といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時56分 休憩

午前10時58分 再開



○議長（織田八茂君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま緊急動議が成立いたしましたので、議長権限によりまして、地方自治法第129条第1項の不穏当と認めますので発言の取り消しを命じます。以上でございます。

続いて質疑のある方、どうぞ。

〔「なし」の声あり〕

○議長（織田八茂君）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第63号は、福祉建設常任委員会に付託します。

日程第13、議案第64号大治町道路線の認定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑のある方、どうぞ。

〔「なし」の声あり〕

○議長（織田八茂君）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第64号は、福祉建設常任委員会に付託します。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会いたします。



午前10時59分 散会